

平成 25 年度工事監査実施要領

1 根拠法令

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項

2 監査対象及び実施基準

下記の(1)の条件を満たし、かつ(2)～(8)のうちいずれかに該当するものの中から選定し、実施する。

- (1) 都市開発部及び土木部が平成 25 年度に施工する工事(継続工事を含む)のうち、平成 25 年 12 月初旬現在で契約が締結されているもので、契約金額が 500 万円以上の工事
- (2) 契約金額が 1 億円以上の工事
- (3) 工期比率が 50%以上の工事
- (4) 平成 26 年 2 月初旬現在、工事中であるもの
- (5) 契約比率が 80%以下の工事
- (6) 契約変更のある工事
- (7) 1 日の施工金額が 100 万円以上の工事
- (8) 各課別工事のうち契約金額が最大の工事

3 日程及び監査会場

別紙 参照

4 監査の着眼点

(1) 計 画

工事計画は妥当か。

関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

(2) 設 計

事業目的に適合した設計になっているか。

事前調査、調整が十分行われているか。

現場の状況に適合した経済的設計になっているか。

将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。

仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。

(3) 積算

歩掛、単価が適正に算出されているか。
数量、金額は適正か。

(4) 施工

設計図書に基づいた施工がされているか。
工事施工計画は適正か。
各種検査、試験成績表は適正か。
工程管理は的確に行われているか。
保安及び災害対策が適切に行われているか。

(5) 変更

変更理由、工期は適正か。
変更協議書等が適時、適切に行われているか。

(6) 契約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

5 監査の方法

- (1) 監査委員は関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を実施する。
- (2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、監査基本計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から提出された契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い、工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告する。

6 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

7 その他

上記以外に必要な事項は監査委員が定める。

平成25年度 工事監査(概要説明・現場説明)日程及び時間割表

平成26年2月4日(火)	
午前	<p>監査委員室にて設計概要等の説明(9時30分～)</p> <p>(1)都市開発部 施設課 小岩くすのきカルチャーセンター手洗所改修その他工事</p> <p>(2)土木部 街路橋梁課 上一色中橋架設工事(その4の3)</p> <p>(3)土木部 水とみどりの課 仮称葛西3号公園新設工事 仮称葛西3号公園新設工事(その2) 仮称葛西3公園手洗所設置工事</p>
午後	<p>現場にて工事状況の説明(1時15分 委員出発)</p> <p>(1)都市開発部 施設課 小岩くすのきカルチャーセンター手洗所改修その他工事</p> <p>(2)土木部 街路橋梁課 上一色中橋架設工事(その4の3)</p>
平成26年2月5日(水)	
午後	<p>現場にて工事状況の説明(1時30分 委員出発)</p> <p>(1)土木部 水とみどりの課 仮称葛西3号公園新設工事 仮称葛西3号公園新設工事(その2) 仮称葛西3公園手洗所設置工事</p>